

閱 覧 用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

令和 2 年第 1 回定例市議会提出議案

（ 予 算 書 を 除 く 。 ）

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(議 案)		
1	藤井寺市手数料条例の一部改正について	1
2	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について	4
3	藤井寺市印鑑条例の一部改正について	6
4	藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正について	8
5	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について	10
6	藤井寺市子ども・子育て会議条例の一部改正について	12
7	藤井寺市下水道条例の一部改正について	14
8	藤井寺市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について	17
9	藤井寺市水道事業給水条例の一部改正について	19
10	藤井寺市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	24
11	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	26
12	市道路線の認定及び廃止について	28

このほかの提出議案

議案番号

- 14 令和元年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 15 令和元年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- 16 令和元年度藤井寺市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 17 令和元年度藤井寺市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 18 令和2年度藤井寺市一般会計予算について
- 19 令和2年度藤井寺市駐車場特別会計予算について
- 20 令和2年度藤井寺市国民健康保険特別会計予算について
- 21 令和2年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計予算について
- 22 令和2年度藤井寺市介護保険特別会計予算について
- 23 令和2年度藤井寺市水道事業会計予算について
- 24 令和2年度藤井寺市病院事業会計予算について

25 令和2年度藤井寺市公共下水道事業会計予算について

議案第 1 号

藤井寺市手数料条例の一部改正について

藤井寺市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

以下の理由により改正を行うものである。

- (1) 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 1 6 号）の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）が改正されることに伴い通知カードの手数料を廃止するとともに、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の改正により、住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票が規定されたことに伴い、これらの証明及び写しの交付に係る手数料の額を定めるため。
- (2) はちの巣除去業務の廃止に伴い、手数料を廃止するため。
- (3) 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 3 1 年政令第 1 0 2 号）の施行に伴い、条例で引用していた箇所に条項ずれが生じるため。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市手数料条例の一部を改正する条例

藤井寺市手数料条例（昭和 3 5 年藤井寺市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項及び 2 の項を次のように改める。

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）関係

事 務	単 位	金 額
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 2 6 年総務省令第 8 5 号）第 2 8 条第 1 項の規定による個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 1 5 5 号）第 1 5 条第 2 項から第 4 項までの規定による個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付	1 枚	8 0 0 円

2 住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）関係

事 務	単 位	金 額
(1) 第 1 1 条の 2 第 1 項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1 件 （ 1 0 人を 1 件とする。ただし、1 0 人未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。）	3 0 0 円
(2) 第 1 2 条第 1 項又は第 1 2 条の 3 第 1 項、	1 通	3 0 0 円

第２項若しくは第８項に規定する住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付		
(3) 第１５条の４第１項、第３項、第４項又は第５項において準用する第１２条の３第８項に規定する除票の写し又は除票に記載した事項に関する証明書の交付	１通	３００円
(4) 第１２条の４第１項に規定する住民票の写しの交付（広域交付）	１通	３００円
(5) 第２０条第１項、第３項又は第４項に規定する戸籍の附票（当該戸籍の附票から除かれた者の附票を含む。）の写しの交付	１通	３００円
(6) 第２１条の３第１項、第３項又は第４項に規定する戸籍の附票の除票の写しの交付	１通	３００円

別表６の項第３号中「第２０条の２第１３項」を「第２０条の２第１４項」に改め、同表１２の項第６号を削り、第７号を第６号とし、第８号から第１１号までを１号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表１の項の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第１６号）附則第１条第６号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (2) 別表１２の項第６号を削り、第７号を第６号とし、第８号から第１１号までを１号ずつ繰り上げる改正規定 令和２年６月１日

議案第 2 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正に
ついて

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 9 号）の
施行に伴い、会計年度任用職員制度の整備に必要な事項を規定するため、関係条例の
整備を行うものである。

藤井寺市条例第 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正
する条例

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 社会福祉法人及び社会福祉施設会計監査専門指導員の項を削る。

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第12項」を「第9条の2第12項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第2条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第3条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

議案第 3 号

藤井寺市印鑑条例の一部改正について

藤井寺市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 3 7 号）の施行に伴う印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に鑑み、本条例の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市印鑑条例の一部を改正する条例

藤井寺市印鑑条例（平成 6 年藤井寺市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第 4 条第 2 項中「記載」の次に「（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を加える。

第 6 条第 1 項第 3 号中「（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削る。

第 9 条第 4 号を次のように改める。

(4) 意思能力を有しない者となったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正について

藤井寺市立市民総合会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

市民総合会館の使用料に係る減免規定を設けるため、本条例の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市立市民総合会館条例の一部を改正する条例

藤井寺市立市民総合会館条例（平成 14 年藤井寺市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条を第 22 条とし、第 13 条から第 20 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（使用料の減免）

第 13 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 1 8 号）の施行により、国民健康保険料の軽減措置について、低所得層の負担の軽減を図る観点から、5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を見直すため、本条例の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市国民健康保険条例（昭和 36 年藤井寺市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項第 2 号中「280,000 円」を「285,000 円」に改め、同項第 3 号中「510,000 円」を「520,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の藤井寺市国民健康保険条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成 30 年藤井寺市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「平成 35 年度」を「令和 5 年度」に改める。

議案第 6 号

藤井寺市子ども・子育て会議条例の一部改正について

藤井寺市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

市立幼稚園及び保育所の運営について専門的な審議を行うことを目的として、藤井寺市子ども・子育て会議に新たに臨時委員及び部会を置くため、本条例の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

藤井寺市子ども・子育て会議条例（平成25年藤井寺市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条を第9条とし、第6条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（部会）

第8条 子ども・子育て会議は、特別の事項を調査審議する必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員（以下「部会員」という。）は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は、部会員のうちから会長が指名し、副部会長は部会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（臨時委員）

第5条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 7 号

藤井寺市下水道条例の一部改正について

藤井寺市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

下水道事業の健全な事業運営の継続を図るため、適正な受益と負担の観点から下水道使用料の料率の改定を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市下水道条例の一部を改正する条例

藤井寺市下水道条例（平成 14 年藤井寺市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条から第 20 条までを次のように改める。

第 16 条から第 20 条まで 削除

第 32 条第 1 項の表を次のように改める。

区分	基本料金（１月につき）		超過料金（１月１立方メートルにつき）	
	水量	使用料	水量	使用料
一般汚水	８立方メートルまで	９２４円	８立方メートルを超え１０立方メートルまでの分	１１７円
			１０立方メートルを超え２０立方メートルまでの分	１４４円
			２０立方メートルを超え３０立方メートルまでの分	１７５円
			３０立方メートルを超え５０立方メートルまでの分	２０８円
			５０立方メートルを超え１００立方メートルまでの分	２５５円
			１００立方メートルを超え５００立方メートルまでの分	３０２円
			５００立方メートルを超える分	３４３円
公衆浴場汚水	１立方メートルにつき			２５円

備考 月の途中で使用を開始し、休止し、又は廃止したときの使用料の算定は、次のとおりとする。

- (1) 使用日数が 15 日以内で水量が基本水量の 2 分の 1 以下のときは、基本料金の 2 分の 1 とする。
- (2) 使用日数が 15 日以内で水量が基本水量の 2 分の 1 を超えるときは、1 月とする。
- (3) 使用日数が 15 日を超えるときは、1 月とする。
- (4) 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。
- (5) 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）により許可を受けた公衆浴場のうち、物価統制令施行令（昭和 27 年政令第 319 号）及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 38 号）に基づき、大阪府知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場から排除された汚水をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して公共下水道を使用している者について、改正後の藤井寺市下水道条例第 32 条の規定は、施行日以後最初の検針日以後の公共下水道の使用に係る料金について適用し、当該検針日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 8 号

藤井寺市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について

藤井寺市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 5 4 号）の施行に伴い、条例で引用していた箇所条項ずれが生じるため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(藤井寺市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 藤井寺市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(藤井寺市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 藤井寺市病院事業の設置等に関する条例（昭和43年藤井寺市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成30年藤井寺市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 9 号

藤井寺市水道事業給水条例の一部改正について

藤井寺市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

水道事業の経営の適正化等を図り、水道水の安定的供給に資するため、水道料金を改定するとともに、規定を明確化する等の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市水道事業給水条例の一部を改正する条例

藤井寺市水道事業給水条例（昭和 3 5 年藤井寺市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「が共同で」を「で貯水槽又は増圧装置をもって」に改める。

第 1 5 条に次の 1 項を加える。

3 メーターの設置場所には、検針、点検、修理、取替等に支障を生ずる物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

第 2 3 条第 1 項中「定例日」を「隔月定例日」に改め、「管理者が」の次に「2 箇月ごとに」を、「いう。」の次に「以下同じ。」を加え、「点検を行い、」を「検針を行って使用水量を計算し、」に改め、「月分」の次に「及びその日の属する月の前月分」を加え、同項ただし書中「点検」を「検針」に改め、同条第 2 項中「2 箇月」を「1 箇月」に、「点検」を「検針」に改める。

第 2 7 条第 1 項ただし書を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、各月の使用水量は、均等に使用したものとみなす。

第 3 3 条第 1 項中「第 4 条」を「第 6 条」に改める。

第 3 4 条第 2 号中「第 3 0 条」を「第 3 2 条」に改める。

第 3 6 条第 2 号中「第 3 0 条」を「第 3 2 条」に、「第 3 2 条」を「第 3 4 条」に改める。

別表第 1 (1)を次のように改める。

(1) 専用給水装置及び共用給水装置

用途	使用水量（1 箇月につき）		
	基本水量	基本料金	超過料金（基本水量を超える 1 立方メートルにつき）
一般用	8 立方メートルまで	8 8 0 円	8 立方メートルを超え 1 0 立方メートルまでの分 3 0 円 1 0 立方メートルを超え 2 0 立方メートルまでの分

			2 0 4 円 2 0 立方メートルを超え 3 0 立方メートルまでの分 2 3 5 円 3 0 立方メートルを超え 5 0 立方メートルまでの分 2 6 7 円 5 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メートルまでの分 2 9 4 円 1 0 0 立方メートルを超える分 3 1 6 円
業務用	2 0 立方メートルまで	3, 6 3 0 円	2 0 立方メートルを超え 5 0 立方メートルまでの分 2 6 7 円 5 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メートルまでの分 2 9 9 円 1 0 0 立方メートルを超える分 3 2 7 円
公衆浴場用	2 0 0 立方メートルまで	1 4, 9 5 2 円	2 0 0 立方メートルを超える分

			7 5 円
臨時用	1 立方メートルまで	7 4 8 円	1 立方メートルを超える分 7 4 8 円
一般共用	8 立方メートルまで	6 7 7 円	8 立方メートルを超え 1 0 立方メートルまでの分 3 0 円 1 0 立方メートルを超え 2 0 立方メートルまでの分 2 0 4 円 2 0 立方メートルを超え 3 0 立方メートルまでの分 2 3 5 円 3 0 立方メートルを超え 5 0 立方メートルまでの分 2 6 7 円 5 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メートルまでの分 2 9 4 円 1 0 0 立方メートルを超える分 3 1 6 円

備考 用途区分は、管理者が認定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 (1)の改正規定は令和 2 年

1 0 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前から継続して水道を使用している者について、改正後の藤井寺市水道事業給水条例別表第 1 (1)の規定は、一部施行日以後最初の検針日以後の水道の使用に係る料金について適用し、当該検針日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 10 号

藤井寺市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

藤井寺市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）が施行され、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）が改正されたため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

藤井寺市固定資産評価審査委員会条例（平成 1 1 年藤井寺市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域
水道企業団規約の変更に関する協議について

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団
規約の一部を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求め
る。

令和 2 年 2 月 21 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

大阪広域水道企業団が共同処理する事務に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南
町に係る水道事業の経営に関する事務を追加することに関し、関係地方公共団体と協
議するため、議会の議決を求めるものである。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成２２年１１月２日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第３条関係）

藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

附 則

（施行期日）

１ この規約は、令和３年４月１日から施行する。

（大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約の一部変更）

２ 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（平成３０年７月１８日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

附則ただし書中「平成３６年」を「令和６年」に改める。

議案第 12 号

市道路線の認定及び廃止について

次のとおり路線を認定及び廃止することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

1 認定路線

路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
沢 田 7 7 号 線	沢田 1 丁目 201 番 9 先 沢田 1 丁目 201 番 6 先	_____
道明寺 105 号線	道明寺 4 丁目 170 番 4 先 道明寺 4 丁目 168 番 16 先	_____

2 廃止路線

路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
津 堂 1 1 号 線	津堂 3 丁目 617 番先 津堂 3 丁目 618 番先	_____

提案理由

開発行為の完了等により市道路線の認定を行い、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線について廃止するものである。

